

長野県総合教育センター規則（平成8年教育委員会規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び長野県総合教育センター条例平成8年長野県条例第17号。以下「条例」という。）第8条の規定により、長野県総合教育センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用を許可する日及び時間）

第2条 条例別表に規定する施設（以下「対象施設」という。）の使用を許可する日は、次の各号に掲げる日を除く日とする。ただし、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 対象施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第3条 対象施設の使用の許可を受けようとする者（第3項において「申請者」という。）は、長野県教育センター使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請の受付期間は、使用しようとする日の2月前から使用しようとする日の7日前までとする

3 教育委員会は、第1項の規定による許可をしたときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

（遵守事項）

第4条 前条第1項の規定による許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設、設備等を損傷し、汚損し、又は紛失しないこと。
- (2) センター内において他人に迷惑になるような行動をしないこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、センターの秩序の維持についてセンターの長（以下「所長」という。）が定める事項。

（使用許可の取消し）

第5条 教育委員会は、第3条第1項の規定による許可を受けた者が前条の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

（使用料の減免）

第6条 条例第6条の規定による使用料の減免は、県が主催する事業及び教育委員会が共催する事業に使用するときに行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を得たときは、使用料を減免することができるものとする。

3 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、長野県総合教育センター使用料減免申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第7条 条例第7条第2項第2号に規定する別に定める日は、使用日の7日前の日とする。

2 条例第7条第2項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、長野県総合教育センター使用料還付申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（事業計画）

第8条 所長は、毎年3月末日までに、翌年度の事業計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

（事業報告）

第9条 所長は、別に定めるところにより、事業の成果を教育委員会に報告しなければならない。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、所長が定める。この場合において、教育委員会が特に必要と認める事項については、あらかじめ、その承認を受けなければならない。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。